

世田谷区教育・保育施設等事故報告取扱要領

令和5年4月1日施行

改正

令和5年3月31日4世保育第1008号

令和6年4月1日6世保育第13号

令和7年3月31日6世保育第3301号

(目的)

第1条 この要領は世田谷区保健福祉サービス事故報告取扱要綱（平成22年7月1日世保福指第80号。）に定めるもののうち、教育・保育施設等（世田谷区認可外保育施設事故報告取扱要領（令和6年4月1日世保認調第1501号）第2条に規定する施設を除く）での保育の提供に関して事故が発生した場合に、教育・保育施設等が区（保育課等）にその状況を報告し、事故の解決及びその再発防止を図るために、報告の内容及び手順などを定めることを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 報告すべき事故の範囲は、次に掲げるとおりとし、教育・保育施設等側の責任や過失の有無に関わらず報告するものとする。

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない事態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- (4) 上記(1)から(3)までのほか、重篤な事故や、事故に直結するような事件・事故や、感染症等の発生時
 - ①感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき
 - ②迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけたとき
 - ③その他、児童の生命又は身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）
- (5) 医療機関を受診した事故（顔や首から上の怪我、傷、歯損傷等で受診の要否の判断が難しい場合は受診することを原則とする。）、救急搬送
- (6) 損害賠償の発生
- (7) 職員（従事者）の法令違反行為、著しい非行行為
- (8) 飛び出し、誤飲誤食、閉じ込め等
- (9) 災害等の発生
- (10) その他教育・保育施設等が報告を必要と判断するもの及び区が報告を求めるもの

(住所地の取扱)

第3条 事故報告は、区内に所在する教育・保育施設等が報告するものとし、対象児童の住所地や事故発生場所が区外であっても区別なく行うものとする。

2 保護者による送迎時の事故も報告の対象とする。ただし、買い物等送迎の経路を外れた場所で発生した事故は除く。

(報告項目)

第4条 教育・保育施設等が報告すべき項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 報告年月日

(2) 施設情報（施設名、施設長名）

(3) 事故発生日時

(4) 児童情報（児童氏名、生年月日、クラス、保護者氏名）

(5) 怪我の状態（受傷部位、受傷内容）

(6) 事故の状況（発生場所、その場にいた保育者と児童の人数、現場図、担当保育士名・経験年数、目撃者名・経験年数、応急処置）

(7) 保護者への連絡（連絡内容、保護者の受け止め）

(8) 受診状況（医療機関名、診療科、引率者、受診内容、受診結果（即日治療完了・通院・入院）、治療期間見込、処方薬、医師の指示、今後の登園）

(9) 区への連絡（日時、連絡者、受信者）

(10) 原因・問題点

(11) その後の改善策

(12) 園長・施設長意見

(報告手順)

第5条 区は、事故発生時の第一報として原則として当日中に電話により事故の概要を教育・保育施設等に報告させるものとする。

2 区は、事故発生後一週間以内に前条の各項目を記載した事故報告書（第1号様式）（以下「報告書」という。）又は教育・保育施設等を運営する法人が定める様式により、教育・保育施設等に報告させるものとする。なお、前条第10号から第12号までの項目について、内容の確定に時間を要する場合は、一旦空欄の状態で報告させ、後日、追加で報告させることができる。

(提出の方法)

第6条 報告書の区への提出は、郵送、持参、又は電子メールで受け付けるものとする。電子メールでの提出については、情報セキュリティの確保のため区が詳細な方法を定

め、周知するものとする。

(区の対応等)

第7条 区は、教育・保育施設等からの事故報告に基づき、速やかに事故の状況把握等を行うとともに、関係各課が連携しながら必要に応じて教育・保育施設等への調査を行い、適切な指導及び支援を行うものとする。

2 区は、第2条第1号から第4号までを重大事故に該当すると判断し、教育・保育施設等に対して重大事故報告書（第2号様式）の提出を求め、提出された重大事故報告書を東京都及び消費者庁に送付して、情報共有及び連携を図るものとする。

3 区は、報告書を集約及び分析し、各教育・保育施設等に対して事故発生防止に向けた情報提供を行うものとする。また、重大事故の発生及び対応状況について児童福祉審議会保育部会に定期的に報告を行い、必要な助言を受けるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日6世保育第13号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日6世保育第3301号）

この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。